

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 99)

適格分割等により移転する資産等 と関連を有する繰延資産の 引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※電話番号	
事務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	提法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結 法人	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒	電話( ) -
	代表者氏名	(フリガナ)	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
	法人名	(フリガナ)	
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門
代表者氏名	(フリガナ)		※ 決算期
代表者住所	〒		業 種 番 号
事業種目		業	整 理 簿
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	法人名		回 付 先
	納税地		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署
	代表者氏名		<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等の日	年 月 日		
繰延資産	種 類		
	支出した金額	円	円
	支出した年月	年 月	年 月
繰延資産が関連を 有する資産等	帳簿価額	円	円
	種 類		
	名 称		
	関連性の説明		
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印			印
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

15.00 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

適格分割等により移転する資産等 と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※電話番号	
事務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	提法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結 法人	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒	電話( ) -
	代表者氏名	(フリガナ)	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
	法人名	(フリガナ)	
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門
代表者氏名	(フリガナ)		※ 決算期
代表者住所	〒		業 種 番 号
事業種目		業	整 理 簿
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、法人税法第32条第5 項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	法人名		回 付 先
	納税地		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署
	代表者氏名		<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等の日	年 月 日		
繰延資産	種 類		
	支出した金額	円	円
	支出した年月	年 月	年 月
繰延資産が関連を 有する資産等	帳簿価額	円	円
	種 類		
	名 称		
	関連性の説明		
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印			印
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

14.07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 99)</p> <p style="text-align: center;"><b>適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</b></p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法人税法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の運用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法人税法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等へ移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。</p> <p>(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)</p> <p style="text-align: center;"><b>適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</b></p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(2) 「繰延資産」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法人税法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」の「帳簿価額」は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等へ移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>